

【新設】（総収入金額の範囲）

18-1-7 規則第 38 条の 6 第 1 項及び第 2 項第 1 号又は第 2 号（特定多国籍企業グループ等の範囲）の「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」には、例えば、売上高のほか、受取利息、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、為替差益、貸倒引当金戻入益、持分法による投資利益、固定資産売却益及び負ののれん発生益の科目など、連結等財務諸表（法第 82 条第 1 号（定義）に規定する連結等財務諸表をいう。以下この章において同じ。）又は同項第 2 号イ若しくはロに掲げる計算書類における全ての収益の額が含まれる。

④ 本文の「連結等財務諸表（……）又は同項第 2 号イ若しくはロに掲げる計算書類における全ての収益の額」には、法第 82 条第 14 号に規定する除外会社等に係る収益の額も含まれることに留意する。

【解説】

- 1 令和 5 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた（法 6 の 2）。
- 2 本制度の対象範囲を決定する「特定多国籍企業グループ等」とは、多国籍企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の 4 対象会計年度のうち 2 以上の対象会計年度において、その総収入金額が 7 億 5,000 万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるもの（以下「対象多国籍企業グループ等」という。）をいい（法 82 四）、また、多国籍企業グループ等がグループ結合又はグループ分離により組織されていた場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める多国籍企業グループ等も特定多国籍企業グループ等に該当することとされている（令 155 の 6 ③）。
 - (1) 多国籍企業グループ等の各対象会計年度（以下「判定対象会計年度」という。）の直前の 4 対象会計年度のうち最も古い対象会計年度開始の日からその判定対象会計年度終了の日までの間にその多国籍企業グループ等に係るグループ結合があった場合 そのグループ結合に係る被支配企業グループ等のそのグループ結合の日以前に終了した各会計年度の総収入金額がその各会計年度に対応するその多国籍企業グループ等の対象会計年度における総収入金額に含まれるものとした場合に対象多国籍企業グループ等に該当することとなるもの
 - (2) 多国籍企業グループ等の判定対象会計年度がその多国籍企業グループ等に係るグループ分離があった日後最初に終了する対象会計年度である場合 その多国籍企業グループ等のうち、判定対象会計年度の総収入金額が 7 億 5,000 万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるもの

- (3) 多国籍企業グループ等の判定対象会計年度がその多国籍企業グループ等に係るグループ分離があった日後最初に終了する対象会計年度後の3対象会計年度のいずれかである場合、その多国籍企業グループ等のうち、その最初に終了する対象会計年度から判定対象会計年度までの各対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロを本邦通貨表示の金額に換算した金額以上であるもの
- 3 上記2の「総収入金額」とは、それぞれ最終親会社等の連結等財務諸表（規38の6①）、被支配企業グループ等が法人税法施行令第155条の6第4項第3号イに掲げる企業グループ等である場合のその企業グループ等に係る最終親会社等の連結等財務諸表（規38の6②一）及び同号ロに掲げる非グループ会社等の計算書類（規38の6②二）における「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」をいうこととされている。
- 4 本通達では、これらの「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」について、それぞれの計算書類においては、その適用される会計処理の基準によって勘定科目の名称や収益の表示方法が異なるところ、計算書類に収益として表示される勘定科目を例示するとともに、それぞれの計算書類における勘定科目の名称や収益の表示方法といったそれぞれの取扱いにかかわらず、その計算書類に計上される全ての収益の額がこの「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」に含まれることを明らかにしている。
- 5 また、これらの「総収入金額」を計算する場合、その計算書類において、有価証券や固定資産などの売却益といった純額（ネット金額）で計上されているものを、総額（グロス金額）に引き直して「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」を計算するののかという疑義が生ずる。
- この点、上記4のとおり、その計算書類に計上される全ての収益の額がこの「売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額」に含まれるのであるから、その計算書類における取扱いに従うこととなる。したがって、有価証券や固定資産などの売却益が、その計算書類において純額で計上されている場合にはその純額を用いて「総収入金額」を計算することとなる。
- 6 なお、本通達の注書では、除外会社等は、本制度の対象となる特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等に該当せず、本制度における国際最低課税額の計算対象からは除かれているが、特定多国籍企業グループ等に該当するかどうかを判定する場面においては、除外会社等に係る収益の額を含めて計算することとなるため、このことを留意的に明らかにしている。